

豊田中学校いじめ防止基本方針

平成26年2月21日策定（平成30年2月26日改定）

（1）いじめの防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

《いじめの定義》

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

（2）学校いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成員

いじめの防止対策委員会の構成員は、校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、生徒指導専任、学年主任、養護教諭とする。委員長は校長、主任は生徒指導主任が務める。

※必要に応じて心理（スクールカウンセラー）や福祉等（スクールソーシャルワーカー）の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、必ず「学校いじめ防止対策委員会」を開催し「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって判断、対応を行う。
- ・委員長、主任は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

◆ 豊田中学校「豊かな心の育成」推進プランによる3つの指針の具現化

指針1 「道徳の時間」の充実

- ・道徳の時間に計画的に「心のノート」を活用していく。
- ・全校朝会で生徒全体に講話などで働きかけ、生徒の心に投げかけていく。
- ・本校の伝統である人間関係の基礎となる「あいさつ」を大切にしていく。

指針2 体験活動の充実

- ・体験活動を通して、集団の協調性を高め、個人や集団としてより高い目標を追求していく中で豊かな心情の育成に務める。

指針3 確かな人権感覚・意識の育成

- ・人権講演会の計画的な実施、事前学習を通じて人権についての意識を深める。
- ・人権作文への取組や、人権作文発表会などを通して人権について考える。

② いじめの早期発見

◆ 生徒理解研修の充実を図る

- ・全教職員の共通理解と校内生徒指導体制の確立。
- ・生徒1人ひとりの内面への積極的な支援をする。
- ・カウンセリングマインドを基本とした生徒理解と教育相談活動を充実させる。

◆ 学校が行う取組

- ・定期的な生活アンケート（記名式5月）、12月に全市一斉のアンケート（いじめ一斉キャンペーン無記名）の実施。アンケートを受けて教育相談を実施。
- ・定期的に担任、生徒による教育相談の実施（4月、8月）
- ・講演会を含めた情報モラル教育の推進。

③ いじめに対する措置

- ・ いじめ防止対策委員会が中核となり組織として対応する。
- ・ 重大事態が発生した場合は調査を行い、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、情報を提供する。また、直ちに教育委員会に報告をする。
- ・ 状況により、学校運営協議会、警察署等の関係機関、専門機関と連携を図る。

④ いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ 教職員等への研修

児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる実践的な研修として生徒理解研修や人権教育研修等を行い、教職員の能力を高める。

⑥ 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ、いじめの定義・児童生徒理解研修、教育相談①	入学式、保護者説明会、学年集会、町内会議等で基本方針説明
5月	生活アンケート実施	
6月		学・家・地連（基本方針説明）
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①）	保護者面談 地区懇談会「いじめ防止への地域の取組」をテーマに話し合い
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修	
9月	アンケート実施・教育相談②	
10月		
11月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い②）	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）	保護者面談
1月	教育相談③	
2月		学校運営協議会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

(4) 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

豊田中学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、豊田中学校いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

【参考資料】

- (1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）
- (2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）